

(5) 就農支援資金 [相談窓口：都道府県青年農業者育成センター、農協等]

資金の種類	利率	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付金の限度額	適 用
就農研修資金	無	青年 12 中高年 7	4 2	農業大学校等で研修 5万円/月 先進農家等で研修 15万円/月 指導研修(青年) 200万円/月	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金(例：授業料、教材費、視察研修旅費、滞在費、パソコン等研修用機器)
就農準備資金	利 子	<条件不詳> 青年 20 中高年 12	9 5	200万円	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農にあたっての事前の準備に必要な資金(例：住居移転費、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費)
就農施設等資金		12	5	青年(15歳以上30歳未満) 2,800万円 中高年(55歳未満) 1,800万円 ※上記金額を超える額については、 900万円又は必要な資金の額の 1/2のいずれか低い額が限度	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金 (就農希望者(個人)に対する貸付けに限ります。) (例：施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費・リース料など)

注：就農支援資金の貸付対象者は、都道府県知事により就農計画の認定を受けた「認定就農者」。

(6) 家畜飼料資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	摘 要
家畜飼料特別支援資金	0.50 ～ 0.65	10	3	1頭(100羽)あたり 肥育牛100千円 乳用牛50千円 繁殖雌牛12千円 肥育豚9千円 鶏45千円	飼料費	配合飼料価格(補てん金を除く農家実質負担価格)が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準(発動基準価格：指標として単位当たり配合飼料価格の水準を設定)となった場合に発動。 融資期間：平成19～22年度

(7) 負債整理資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門					摘要
						酪農	肉牛	養豚	養鶏	他	
農業経営負担軽減支援資金	1.20	一般 10 特認 15	3	営農負債額	営農負債の借換え(制度資金については、貸付利率が5%を超えるものを対象)	○	○	○	○	○	
大家畜特別支援資金											
・経営改善資金	1.20	一般 15 特認 25 残借 25	3 5 5	都道府県知事の承認額	大家畜経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え	○	○				融通期間 平成20～24年度
・経営継承資金	1.20	25	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						
養豚特別支援資金											
・経営改善資金	1.20	一般 7 特認 15 残借 15	3 5 5	都道府県知事の承認額	養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え			○			融通期間 平成20～24年度
・経営継承資金	1.20	15	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						
畜産経営維持緊急支援資金(当初2年間は無利子)											
・大家畜	1.20	25	5	都道府県知事の承認額	大家畜・養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え	○	○	○			融通期間 平成21～22年度
・養豚	1.20	15	5								

(8) その他の資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率(年%)	償還期間 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	対象家畜伝染病	摘要
家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金)	1.225	5	2	(一般)個人 2,000万円以内 法人 8,000万円以内 (特認)飼養頭数等を勘案して経営体毎に貸付額を判断	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者 ※特認の設定は今回の口蹄疫発生に伴う特例措置	・伝達性海綿状脳症(TSE) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	融通期間 23年3月ま
家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金)	1.225	3	1	1頭(100羽)あたり 乳用牛130千円 肥育用牛130千円 繁殖用雌牛65千円 肥育豚13千円 繁殖雌豚26千円 家きん52千円 繁殖用めん山羊13千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営維持が困難となった者	・伝達性海綿状脳症(TSE) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	で
家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)	1.20	3	1		広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者(直近1カ月の平均販売単価が前年度を含む連続する過去5年間の同月と比較して概ね2割以上低下していること等に該当する者)	・高病原性鳥インフルエンザ	